岩内町立岩内東小学校 「学校いじめ防止基本方針」

岩内町立岩内東小学校

1 基本理念

- ○いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に 影響を及ぼす人権に関わる重大な問題である。
- ○全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で些細な事でも見逃さず、必ず親身になって相談に応じる。そのことが、いじめ事象の発生・進行・深刻化を防ぎ、いじめを許さない子どもの意識を育てることにつながる。
- ○学校として教育活動の全般において生命や人権を大切にする精神を貫くことを指導し、教職員自身が、児童一人一人多様な個性を持つかけがえのない存在として受け止め、尊重し、児童の人格の健やかな発達を支援するという児童観、指導観に立った指導を徹底する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットにて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人的関係」

学校内外を問わず、当該児童との何らかの人的関係

※「物理的な影響」

身体的な影響、金品の要求、当該児童の所有物の物の隠蔽、当該児童の倦厭事象の強要など

【いじめの具体的な態様例】

- ▶冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▶仲間はずれ、集団による無視をされる
- ▶軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ひどくぶつかられたり、故意に叩かれたり、蹴られたりする
- ▶金品をたかられる
- ▶金品を隠されたり、恣まれたり、当事者の所有物を壊されたり、捨てられたりする
- ▶嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ▶パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 いじめ防止ための組織

いじめ対策員会は、年5回開催するとともに職員会議毎に定例情報交換会を実施し、児童の日々の学校生活の様子を共有し、いじめ防止への取組が計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。また、喫緊の課題に関しては、臨時の対策員会を開催する。

(1) 名称

「岩内東小学校いじめ問題対策委員会」(問題行動対策委員会)

(2) 構成員

校長 教頭 主幹教諭 教務主任 生徒指導部長 学級担任 養護教諭 ブロック代表 必要に応じて外部専門家 (SC、SSW等)

(3) 役割

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定
- ② いじめ未然防止
- ③ いじめ解消への対応
- ④ 教職員の資質向上のための校内研修
- ⑤ 活動年間計画の企画と実施
- ⑥ 活動計画推進のチェック
- ⑦ 各取組の有効性の検証
- ⑧ 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 いじめ未然防止のための取組

(1) 教職員の人権意識の向上

児童の人権感覚の育成には、教職員自らの人権感覚センサーを磨くとともに、様々な人権問題に対する教職員の認識を高める必要がある。全教育活動を通じて、「いじめは、人間として絶対に許されない」という人間尊重の気風あふれる学校づくりを進める。

(2) 学級経営の充実

仲間関係づくりを行ったり、ソーシャルスキルを身に付ける学級活動を取り入れたりすることで、児童一人一人が居場所を実感し、互いを認め合い、思いやり支え合える学級集団を築くなかで一人一人の自己有用感の向上を図る。また、暴力的な言葉遣いや差別的な言葉遣いのない、正しく温かい言語環境の整った集団づくりを進めることで、学級としての規律があり、互いの人権をそんちょう し合える人間関係を育み、一人一人が安心して生活したり学習したりできる学級経営を充実させる。

(3) わかる・できる授業作り

ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりをどの教科・領域等においても推進する とともに、すべての児童にわかる・できる授業を提供し、確かな学力の定着を図ることによっ て、一人一人の学ぶ喜びや成就感、充実感を持てるように努める。

(4) 道徳教育の充実

道徳教育の要である「特別の教科 道徳」の指導を通じて、児童一人一人が自己を見つめ、 人間としてのよりよい在り方や生き方、道徳的価値について自覚を深め、自尊感情や自己肯定 感を高められるように努める。また、全教育活動を通じて、相手や仲間の気持ちを考え、思い やりの心をもって行動できる道徳的実践力の育成に努める。

(5) 教育相談体制の充実

アンケートを実施し、その結果と考察を行う中で、まず学級担任が中心となって実際の学級内及び配慮の必要な児童の様相との共通点や相違点について考える。さらに、対策委員会を通じて改善・解消すべき問題点や困難さを明確にし、その具体的な方策等について検討したうえで実践し、PDCAサイクルを大事にした指導を積み重ねていくなかで、いじめを未然に防止できる実効性ある相談体制を整える。

(6) 異学年交流「フレンドリータイム」の活用

学校生活をより充実させ異年齢集団の仲間関係を深める異学年交流「フレンドリータイム」は、集団の一員としての自覚を高めるとともに、社会性を育てる大切な役割を担う。一人一人の児童にとって、普段とは異なった他の児童とふれ合ったり、共に活動したりすることで、誰かのために役立っている、あるいは他者から認められているという自己有用感を獲得できる場であることを教師も児童も意識して取り組めるようにする。

(7) インターネット上のいじめ防止の啓発

全校児童のインターネット等の利用状況やセキュリティ対応状況等について把握できる国や 道、関係諸機関等からの各種調査を有効に活用して現状把握に努める。また、児童及び保護者 が、発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性、その他インターネットを通じて送信さ れる情報の特性等を踏まえて、インターネット上でのいじめを防止し、及び効果的に対処する ことができるように「ネットいじめ防止教室」や「情報モラル研修会」を実施する。

(8) 学校間の連携協力体制の整備

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が、同じ学校に在籍していない場合であっても、それぞれの当該小学校、中学校等の各学校間の連携に努める。連携内容として、いじめ問題に関する児童生徒の実態や取組状況、情報交換の成果・課題等について定期的に情報交流を行ったり、連絡の窓口を明確化したりするなど、広域的かつ学校間でいじめ問題が発生した場合の迅速かつ適切な対応ができる体制づくりを進める。

4 いじめ早期発見のための取組

- ○「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」との基本認識に立ち、全教職員 で児童を見守り、気付いたことを共有する。
- ○「様子がおかしい」と感じた児童がいる場合には、全教職員で共有し、大勢の目で児童を見守る。
- ○児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合には、担任や学年部で教育相談を行い、悩み等を聴き児童理解に努める。
- ○学級担任が中心となって児童の悩みや人間関係を把握し、共に解決しようとする姿勢を示し、児童との信頼関係を深める。
- ○計画的に教育相談を実施する。学級担任が中心となって児童一人一人と直接対話をするなかで、 人間関係を中心に困っていることや悩んでいることなどを早めに把握し、必要に応じて保護者や 指導部とも連携を深めながら進める。
- ○休み時間等の授業時間以外の児童の用紙に目を配ったり、連絡ノート、学習ノートなどから、友

好関係や悩み、困り感などを把握したりすることに努める。

- ○保護者及び地域に対して、学校だよりや学校HP等を通じて、児童が発する「変化のサイン」に 気付いた時には、早急に学校に相談したり報告したりする大切さを伝える。また、同時に、いじ め問題に関する学校の取組を伝えたり、いじめ問題に関する情報を発信したりする。
- ○事案への対処では、正確な事実を調査することが必要なので主観を排し、5W1H(いつ、どこで、だれが、何を、なぜ)を時系列、複数人で記録する。
- ○学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な指導を 行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ・発達障害を含む特性のある児童がかかわるいじめについては、児童の特性への理解を深め、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するために性同一性障害や 性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や学校として必要な対応について周 知する。

5 いじめ早期対応・早期解決のための取組

- ○いじめ問題を発見したり、いじめ問題が発覚したりした場合には、速やかに管理職に報告し、 事実の有無を確認する。
- ○対応にあたっては、「いじめ防止対策推進委員会」を開催し、その適切な対応等について協議し、 組織的かつ機能的な役割分担を行って、いじめ問題の早期解決にあたる。
- ○「いじめ防止対策推進委員会」では、いじめをやめさせ、その再発、悪化を防止するためにも、 いじめられた児童とその保護者に対する支援内容・方法と、いじめた児童への指導とその保護者 への助言等についても協議する。なお、関係保護者が、事実に係る情報等を共有する際には、必 要な措置を講ずると同時に、十分な配慮をして対処する。
- ○いじめ問題の対応にあたっては、第一にいじめられた児童の身の安全と安心を最優先に図る。必要に応じて、いじめられた児童の保護者と相談のうえで、一定期間、別室等において学習・生活するなどの措置を講じる。また、情報収集に際しても細心の注意を払いながら事実確認や指導等を行い、いじめた側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ○いじめられた児童の心的外傷を癒すためにも、指導部や養護教諭が中心となって該当児童の心の ケアに努めるとともに、スクールカウンセラー等を活用した相談を行う。
- ○いじめの観衆・傍観者の立場にいる児童たちにも、そうした態度・行動は、いじめているのと同様であるということを気付かせ、指導にあたる。
- ○必要に応じて、学校内だけでなく、関係諸機関や専門家等の協力や相談を行って解決にあたる。 特に、明らかに犯罪行為にあたるいじめ事案の場合には、岩内町教育委員会及び岩内警察署生活 安全課等と連携して対処する。
- ○いじめ問題が起きたときには、前述の内容を踏まえつつ、家庭との連携をいつも以上に密にし、 学校側の取組やその進捗状況等についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友好関係につ いての情報を収集して指導に生かすこととする。

6 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
 - ○いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた 場合
 - ○いじめにより、児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査にあたる)があると認められた場合
 - ○児童や保護者から、いじめられて重大な被害が生じたという申し立てがあった場合(その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、 重大事態が発生したものと考えて報告・調査にあたる。)

(2) 重大事態への対処

- ○重大事態が発生した旨を岩内町教育委員会に速やかに報告する。
- ○岩内町教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する調査組織を設置する。
- ○上記組織を中心として、事実関係を明らかにするための調査を実施するとともに、関係諸機 関との連携を適切に図る。
- ○上記調査結果については、いじめられた児童及びその保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ○調査結果を岩内町教育委員会に報告するとともに、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

7 いじめ防止等の取組の評価

学校評価において、いじめ問題への取組について自己評価(事項職員及び児童、保護者対象) を行うとともに、その結果を岩内町教育委員会に報告する。

(1) 取組評価アンケート

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、ふだん 実施している学校評価項目の中に次の4点を加えて、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめ未然防止のための取組に関すること
- ② いじめ早期発見のための取組に関すること
- ③ いじめ早期対応・早期解決のための取組に関すること
- ④ いじめ再発防止のための取組に関すること

(2) 評価の実施時期

前期・後期に1回ずつ実施する。

8 個人情報等野取り扱い

○個人調査(アンケート調査等) について

いじめ問題が重大事態に発展した場合には、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、中学校卒業時まで保存する。